



Global Leader of Carbon Materials
東海カーボン株式会社

第156回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2018年3月29日（木曜日）
午前10時

場所

東京都港区北青山一丁目2番3号
当社本店（青山ビル10階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目次

第156回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	21
計算書類	33
監査報告書	41
株主総会参考書類	45
会場ご案内図	

本年より、株主総会当日にお配りしておりました
お土産は取り止めとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2018年3月5日

株 主 各 位

東京都港区北青山一丁目2番3号
東海カーボン株式会社
代表取締役社長 長 坂 一

第156回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第156回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、2頁の「議決権行使のご案内」に記載のとおり書面又はインターネット等によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2018年3月28日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。 敬具

記

1. 日 時 2018年3月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区北青山一丁目2番3号
当社本店（青山ビル10階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第156期(2017年1月1日から2017年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第156期(2017年1月1日から2017年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

-
- ① 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ② 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tokaicarbon.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

1. 書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年3月28日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。

各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思があったものとして取り扱います。

2. インターネット等による議決権の行使

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによって実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、2018年3月28日（水曜日）の午後5時40分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

3. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(4) 株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加される株主様は、当該プラットフォームをご利用ください。

4. 書面及びインターネット等による議決権行使の期限
株主総会前日の2018年3月28日（水曜日）午後5時40分までとなりますのでご了承ください。
5. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますので、ご了承ください。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
6. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

提供書面

第156期事業報告

(2017年1月1日から
2017年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2017年1月1日から2017年12月31日）における世界経済は、欧米を中心に全般的に緩やかな持ち直し基調となりました。しかしながら、米国の政策運営、中国経済の動向、朝鮮半島の政治情勢、英国EU離脱に係る諸問題等、世界経済をとりまく不確実性は高く、今後の動向を注視していく必要があります。

このような情勢下、3ヵ年中期経営計画T-2018の2年目となった当期では、計画初年度で取り組んだ「構造改革」の成果を活かし、成長戦略に軸足を移してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前期比19.9%増の1,062億5千2百万円となりました。営業利益は前期比大幅増の114億8千6百万円となりました。経常利益は前期比大幅増の132億4千9百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は118億1千6百万円となりました（前期は79億2千9百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）。

セグメント別の業績は次のとおりです。

カーボンブラック事業部門

対面業界であるタイヤ業界及び自動車業界の堅調な推移、原料油価格変動分の価格改定実施、昨年の構造改革の効果現出等により前期比増収増益となりました。

この結果、当事業部門の売上高は前期比26.6%増の478億2千8百万円となり、営業利益は前期比44.4%増の68億6千8百万円となりました。

黒鉛電極事業部門

黒鉛電極事業は構造的な需給不均衡による販売価格の下落を続けてきましたが、世界的な電極需要回復と主要原材料の供給不足を背景に、当期後半より電極市況は好転いたしました。しかしながら当期における前期比増益は主に構造改革の効果現出によるもので、本格的な売価改善の影響は翌期以降となります。

2017年11月より北米生産拠点TOKAI CARBON GE HOLDING LLCを連結対象としており、売上高21億8千万円を当期に織り込んでおります。

この結果、当事業部門の売上高は前期比14.0%増の236億1千万円となり、営業利益は17億4千8百万円となりました（前期は12億9千万円の営業損失）。

ファイナカーボン事業部門

一般産業用市場が堅調に推移するなか、太陽電池及び半導体市場も好調を維持しており、黒鉛素材、CVD/CC製品の需要が増加しております。これにより当社の生産設備は高稼働を維持しており、昨年度実施した合理化の効果現出や製品価格の上昇により、前期比増収増益となりました。

この結果、当事業部門の売上高は前期比11.8%増の144億4千7百万円となり、営業利益は17億3千8百万円となりました（前期は18億2千5百万円の営業損失）。

工業炉及び関連製品事業部門

工業炉の売上高は、主要な需要先である情報技術関連業界向け及びエネルギー関連業界向けとも設備投資が進んだことから前年比大幅増となりました。発熱体その他製品の売上高は、中国の電力インフラ向けが減少したものの、電子部品業界向け及びガラス業界向けの需要が堅調に推移したため前期比増となりました。

営業利益については、工業炉の増収並びに発熱体事業における中国子会社の収益改善等が寄与し前期比増となりました。

この結果、当事業部門の売上高は前期比30.1%増の68億2千3百万円となり、営業利益は前期比160.0%増の13億4千2百万円となりました。

その他事業部門

(摩擦材)

産業用ロボットを含む工作機械、建設機械、鉱山機械等の需要が増え摩擦材販売は好調に推移しました。

この結果、摩擦材の売上高は前期比14.0%増の86億7千1百万円となりました。

(負極材)

世界的な環境規制強化に伴い電気自動車市場が拡大しておりリチウムイオン二次電池用負極材の販売量も増加いたしました。

この結果、負極材の売上高は、前期比12.3%増の46億4千万円となりました。

(その他)

不動産賃貸等その他の売上高は、前期比18.3%増の2億3千万円となりました。

以上により、当事業部門の売上高は前期比13.5%増の135億4千2百万円となり、営業利益は前期比64.3%増の8億5千8百万円となりました。

事業部門別の売上高・営業利益

(単位：百万円)

区 分	第155期（前連結会計年度）		第156期（当連結会計年度）	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益
カーボンブラック事業	37,764	4,755	47,828	6,868
黒鉛電極事業	20,714	△1,290	23,610	1,748
ファインカーボン事業	12,925	△1,825	14,447	1,738
工業炉及び関連製品事業	5,243	516	6,823	1,342
摩 擦 材	7,606		8,671	
負 極 材	4,130		4,640	
そ の 他	194		230	
そ の 他 事 業	11,932	522	13,542	858
調 整 額	—	△1,546	—	△1,069
合 計	88,580	1,131	106,252	11,486

②設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、主にカーボンブラック事業における当社知多工場の設備更新等により総額42億8千2百万円（前期比71.2%）の設備投資を実施しております。

③資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額100億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約売掛金に基づく借入実行残高はありません。また、当連結会計年度におきましては、SGL GE Carbon Holding LLCの株式取得に係る支払資金に充当することを目的として、金融機関から短期借入れにより80億円を調達しました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第153期 (2014年12月期)	第154期 (2015年12月期)	第155期 (2016年12月期)	第156期 (当連結会計年度) (2017年12月期)
売上高 (百万円)	114,576	104,864	88,580	106,252
経常利益 (百万円)	4,180	4,317	1,702	13,249
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△)	2,562	2,484	△7,929	11,816
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円) (△)	12.00	11.65	△37.20	55.43
総資産 (百万円)	210,439	184,074	158,824	182,972
純資産 (百万円)	132,343	124,971	112,989	126,599
1株当たり純資産額 (円)	609.60	576.57	520.69	590.35

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第153期 (2014年12月期)	第154期 (2015年12月期)	第155期 (2016年12月期)	第156期 (当事業年度) (2017年12月期)
売上高 (百万円)	61,989	55,532	46,125	51,751
経常利益 (百万円)	4,138	4,998	157	6,836
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	3,140	3,361	△10,849	8,225
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円) (△)	14.71	15.77	△50.90	38.59
総資産 (百万円)	157,509	142,554	122,384	134,865
純資産 (百万円)	98,392	97,264	85,002	93,469
1株当たり純資産額 (円)	461.44	456.24	398.77	438.50

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東海高熱工業株式会社	1,400 百万円	100.0 %	工業炉、炭化けい素発熱体の製造販売
THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.	800,000 千バーツ	100.0	カーボンブラックの製造販売
東海炭素（天津）有限公司	989,306 千人民元	100.0	カーボンブラックの製造販売
Cancar Limited	135,276 千カナドル	100.0	カーボンブラックの製造販売
TOKAI ERFTCARBON GmbH	818,067 ユーロ	100.0	黒鉛電極の製造販売
TOKAI CARBON GE LLC (注)	—	100.0 (100.0)	黒鉛電極の製造販売

(注) 1. TOKAI CARBON GE LLCは、TOKAI CARBON GE HOLDING LLCの連結子会社です。

2. 米国法上のLimited Liability Companyであるため、資本金の概念と正確に一致するものがないことから資本金の額は記載していません。

3. 議決権比率の（）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

③重要な企業結合等の状況

2017年11月7日付でSGL GE Carbon Holding LLCの全株式を取得し、TOKAI CARBON GE HOLDING LLCへ商号変更いたしました。これに伴い、同社子会社であるSGL GE Carbon LLCを連結子会社化するとともに、同日付でTOKAI CARBON GE LLCへ商号変更いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界経済が緩やかに成長推移することが見込まれるなか、引き続き回復基調で推移することが期待されますが、朝鮮半島情勢、米国政権の内向きの政策、中国経済の量から質への転換による経済動向、テロの拡散脅威等の不確実性に鑑み、今後の動向を十分注視し、経済の変調に対し迅速に対応できる体制を整える必要があります。

当社関連業界においては、黒鉛電極における世界的な需要の回復と主要原料であるニードルコークスの需給逼迫による電極価格の高騰、世界的に堅調な自動車生産に支えられたカーボンブラック市況の回復、並びにファインカーボンにおける太陽電池及び半導体市場の好調に支えられた需要の回復等、前年と比較して事業環境が大きく変化しました。このような情勢下、当社グループは、中期経営計画T-2018初年度の構造改革による成果に加え、事業環境に恵まれたこともあり数値目標として掲げた2018年の売上高1,100億円、営業利益90億円、ROS8%以上、ROIC6%以上については、売上高を除き一年前倒しで達成しました。

2018年は、T-2018の主要課題でもある「社内意識改革」、「技術力の復権」に引き続き取り組む一方、既存事業の収益性向上に加え、市場拡大が見込まれる負極材事業への取り組み、新製品開発による新規事業創出等、当社グループの事業領域拡大を図ります。

2017年11月に買収した米国電極事業会社TOKAI CARBON GE HOLDING LLCを加えた日米独のグローバル3極体制の早期立ち上げは、2018年の最重要課題の一つですが、戦略投資枠を活用したM&A戦略の次の一手、次期中期経営計画を展望した成長戦略の策定にも取り組んでまいります。

経営管理に関する課題については、コンプライアンスを重視した経営は最低限の要件と認識しており、不確実性の高い経営環境下、内外グループ会社を含めたリスク管理体制の拡充も課題です。上場企業として持続的な成長を果たすため、取締役会による実効性のある経営監督体制の構築等、コーポレート・ガバナンス強化についても引き続き努めてまいります。また、このような様々な課題に対応していくための人材育成・強化にも取り組んでまいります。

当社グループは、企業理念である「信頼の絆」のもと、四つの行動指針（価値創造力、公正、環境調和、国際性）に従い、中長期的な企業価値の向上を目指すことにより、お客様、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応え、企業としての社会的責任（CSR）を果たしてまいります。

(5) 主要な事業内容

事業内容	主要製品
カーボンブラック事業	カーボンブラック
黒鉛電極事業	黒鉛電極
ファインカーボン事業	ファインカーボン
工業炉及び関連製品事業	工業炉（工業用電気炉、ガス炉）、炭化けい素発熱体
その他事業	摩擦材、負極材、その他

(6) 主要な営業所及び工場

会社名	所在地
東海カーボン株式会社	本社（東京都）、支店（大阪府、愛知県）、工場（宮城県、神奈川県、愛知県、滋賀県、山口県、福岡県、熊本県）、研究所（静岡県、愛知県、山口県）
東海高熱工業株式会社	本社（東京都）、支店（京都府）、工場（宮城県）
東海マテリアル株式会社	本社・工場（千葉県）、支店（千葉県、愛知県、大阪府、福岡県）、営業所（北海道）
東海ファインカーボン株式会社	本社・工場（神奈川県）、工場（山梨県）、営業所（大阪府、熊本県）
オリエンタル産業株式会社	本社・工場（山梨県）
THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.	本社・工場（タイ）
東海炭素（天津）有限公司	本社・工場（中国）
東海耀碳素（大連）有限公司	本社・工場（中国）
Can carb Limited	本社・工場（カナダ）
TOKAI CARBON GE LLC	本社・工場（米国）
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	本社・工場（米国）
TOKAI ERFTCARBON GmbH	本社・工場（ドイツ）
TOKAI CARBON EUROPE LTD.	本社・工場（英国）
TOKAI CARBON DEUTSCHLAND GmbH	本社・工場（ドイツ）

(7) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
カーボンブラック事業	529 名	5 名 増
黒鉛電極事業	479	164 増
ファインカーボン事業	452	5 減
工業炉及び関連製品事業	229	2 増
その他事業	349	23 増
全社（共通）	104	27 減
合計	2,142	162 増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は特定の事業セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
 3. 黒鉛電極事業の従業員数が前連結会計年度末と比べて大幅に増加しましたのは、2017年11月7日付でTOKAI CARBON GE LLCを連結子会社化したためであります。

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	647 名	12 名 増	40 歳 4 月	14 年 3 月
女性	46	5 増	40 7	12 0
合計	693	17 増	40 4	14 2

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,533 百万円
三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司	2,319
株式会社みずほ銀行	1,155
三菱UFJ信託銀行株式会社	520
株式会社三井住友銀行	393

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 598,764,000株
- ②発行済株式の総数 224,943,104株
- ③株主数 17,382名（前期末比3,039名増）
- ④大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	24,720	11.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,576	7.78
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 8 4	9,648	4.53
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	7,958	3.73
三 菱 商 事 株 式 会 社	6,748	3.16
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	6,290	2.95
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 退 職 給 付 信 託 口 ・ 三 菱 ケ ミ カ ル 株 式 会 社 口 ）	5,900	2.77
C L E A R S T R E A M B A N K I N G S . A	5,306	2.49
C H A S E M A N H A T T A N B A N K G T S C L I E N T S A C C O U N T E S C R O W	4,636	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,461	1.62

- (注) 1. 当社は、自己株式を11,786千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

当社は、2016年9月30日開催の取締役会における決議に基づき、2017年1月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

- ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) コーポレート・ガバナンスの状況と会社役員に関する事項

① コーポレート・ガバナンスの状況

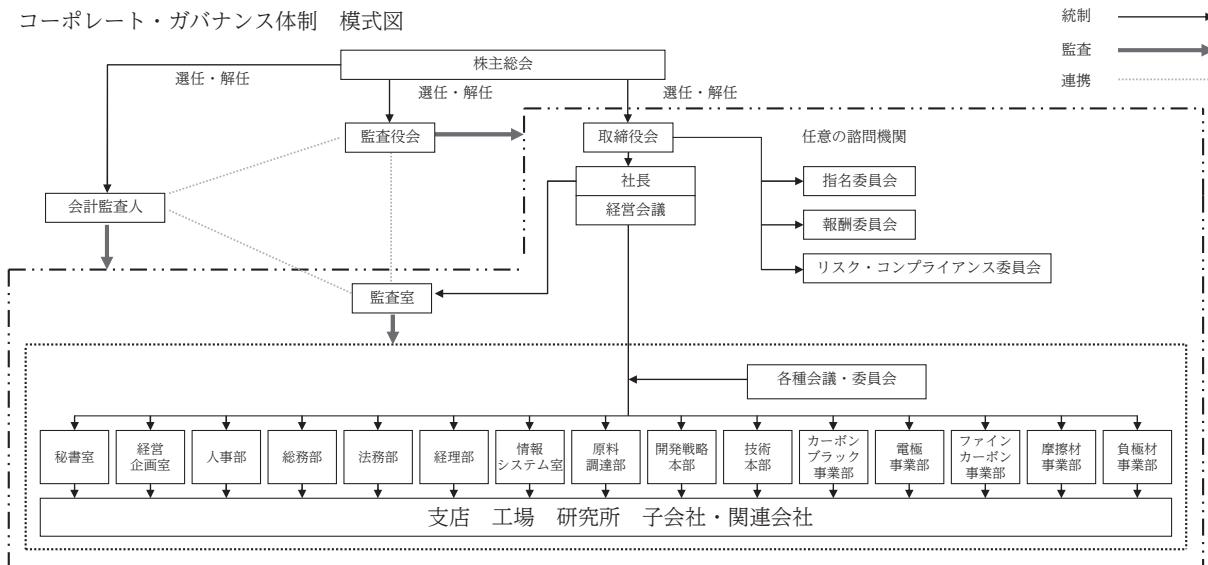
(a) 基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を経営の最重要課題としており、その実現のために、お客様、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応え、良好な関係を構築していくことが重要との考えの下、「信頼の絆」を基本理念と致しております。このような観点から、「行動指針」、「企業倫理綱領」の考え方も踏まえ、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

(b) コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制 模式図



【取締役会】

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、原則、月次で開催しております。取締役は8名であり、うち2名は社外取締役です。取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役が過半数を占める指名委員会・報酬委員会を設置し、取締役会傘下の任意の委員会として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

【監査役・監査役会】

当社は、監査役会を原則月次で開催しております。監査役は4名であり、うち2名は社外監査役です。監査役は、監査役会で決議した監査方針・計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席や業務及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務遂行状況を監査しております。

【業務執行】

取締役会の下に経営会議を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する重要事項を協議決定しております。経営会議傘下には、各種委員会が設置され、審議結果を経営会議に上程することにより、経営会議の協議を補完しております。また、当社は、業務執行を行う役員の機能・責任明確化の観点から、執行役員制度を導入しており、取締役会において選任された8名の執行役員が業務執行を担っております。

【内部監査・会計監査】

当社は、内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、当社及びグループ各社の業務に関する内部監査等を通じて内部統制の改善強化に努めております。指摘事項の改善状況については、監査後のフォローアップを徹底しております。また重要な監査結果は取締役会に報告しております。

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査人は、独立の第三者としての立場から計算書類及び財務諸表監査を実施し、当社は監査の結果の報告を受けて、内部統制等の検討課題等について適宜意見を交換し、指摘事項等の改善を実施しております。また、当社は会計監査人に対し情報やデータを提供し、迅速かつ正確な監査が実施できるような環境を整えております。なお、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

(c)現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、監査役による監査と内部監査機能の強化を基本としつつ、複数の社外取締役の選任や任意の委員会の設置によって取締役会の経営監督機能を強化し、適正な経営管理体制の実現を図っております。また、当社は、業務執行を行う役員の機能・責任明確化の観点から、執行役員制度を導入しており、経営会議設置と併せ、業務執行機能の充実・強化を図っております。現行体制は、有効に機能していると考えておりますが、引き続き、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

②会社役員に関する事項
(a)取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	長 坂 一	
取 締 役 専務執行役員	室 伏 信 幸	経営企画室管掌
取 締 役 常務執行役員	細 谷 正 直	経理部・情報システム室管掌
取 締 役 執行役員	芹 澤 雄 二	人事部・総務部・法務部管掌
取 締 役 執行役員	辻 雅 史	ファインカーボン事業部長 (TOKAI CARBON U.S.A.,INC.取締役会会長、韓国東海カーボン株式会社代表理事会長、TOKAI CARBON EUROPE GmbH シェアホルダーズコミッティ会長、TOKAI CARBON DEUTSCHLAND GmbHシェアホルダーズコミッティ会長、東海耀碳素(大連)有限公司董事長)
取 締 役	杉 原 幹 治	(東海高熱工業株式会社取締役副社長)
取 締 役	熊 倉 禎 男	(中村合同特許法律事務所パートナー弁護士、日本製粉株式会社社外取締役)
取 締 役	神 林 伸 光	(一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長、乾汽船株式会社社外取締役)
常 勤 監 査 役	笹 尾 誠 一 郎	
常 勤 監 査 役	浅 川 幸 久	
監 査 役	寒 川 恒 久	
監 査 役	掛 橋 和 幸	

- (注) 1. 取締役のうち、辻雅史氏は2017年3月29日開催の第155回定時株主総会において選任され就任いたしました。
 2. 取締役のうち、福田敏昭氏は2017年3月29日開催の第155回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 3. 取締役のうち、熊倉禎男及び神林伸光の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 4. 監査役のうち、笹尾誠一郎及び浅川幸久の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 5. 監査役の浅川幸久氏は日本化薬株式会社の経理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役の寒川恒久氏は当社の経理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 7. 当社は、社外取締役の熊倉禎男及び神林伸光の両氏並びに社外監査役の笹尾誠一郎及び浅川幸久の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

専任執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常務執行役員	福 田 敏 昭	開発戦略本部長
執行役員	松 原 和 彦	経理部長
執行役員	山 家 裕 司	(オリエンタル産業株式会社代表取締役社長)

(b)責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の熊倉禎男及び神林伸光の両氏並びに監査役の笹尾誠一郎、浅川幸久、寒川恒久及び掛橋和幸の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (2)	234,419 千円 (23,040)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (2)	55,238 千円 (40,518)
合 計 (うち社外役員)	13 名 (4)	289,657 千円 (63,558)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2006年3月30日開催の第144回定時株主総会において年額合計3億5,000万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2006年3月30日開催の第144回定時株主総会において年額合計6,500万円以内と決議いただいております。
3. 支給人員及び報酬等の総額には、2017年3月29日開催の第155回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。なお、当事業年度末現在の役員の人数は、取締役8名(うち社外取締役2名)及び監査役4名(うち社外監査役2名)であります。

④社外役員に関する事項

(a) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	主 要 兼 務 先	兼 務 役 職
社 外 取 締 役	熊 倉 禎 男	中村合同特許法律事務所 日本製粉株式会社	パートナー弁護士 社外取締役
社 外 取 締 役	神 林 伸 光	一般財団法人日本船舶技術研究協会 乾汽船株式会社	理事長 社外取締役

- (注) 1. 当社と中村合同特許法律事務所との間に、重要な取引関係はありません。
 2. 当社と日本製粉株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
 3. 当社と一般財団法人日本船舶技術研究協会との間に、重要な取引関係はありません。
 4. 当社と乾汽船株式会社との間に、重要な取引関係はありません。

(b) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	熊 倉 禎 男	熊倉氏は非常勤取締役として、14回開催の取締役会に14回出席しました。弁護士としての職務を通じて培われた専門知識、豊富な経験及び見識に基づき、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、また経営全般について適宜質問・提言を行いました。
取 締 役	神 林 伸 光	神林氏は非常勤取締役として、14回開催の取締役会に14回出席しました。他上場会社における経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、また経営全般について適宜質問・提言を行いました。
監 査 役	笹 尾 誠 一 郎	笹尾氏は常勤監査役として、14回開催の取締役会に14回出席、14回開催の監査役会に14回出席し、監査計画に基づく監査結果をふまえて、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。
監 査 役	浅 川 幸 久	浅川氏は常勤監査役として、14回開催の取締役会に14回出席、14回開催の監査役会に14回出席し、他上場会社における監査役としての豊富な経験及び見識に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ①会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- ②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
(a)当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	67,470 千円
(b)上記(a)の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	66,770 千円
(c)上記(b)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	56,900 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、(c)の金額はこれらの金額を合計しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO.,LTD.、東海炭素(天津)有限公司、Cancarb Limited、TOKAI ERFTCARBON GmbH及びTOKAI CARBON GE LLCは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠、報酬等の合意経緯などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき全員一致で会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「再生可能エネルギー促進賦課金減免申請業務」を委託し、対価を支払っております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について基本方針を以下のとおり定めております(2017年12月31日現在)。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会において「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」などの基本方針を定め、法令遵守を基本とする職務の執行を徹底する。
- (b) 法令・定款に従い、取締役会において、重要な業務の執行を決定すると共に、取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 内部監査の実施によりコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。
- (d) コンプライアンス確保のための教育、監査、指導を実施する。

- (e) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。
- (f) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、不当、不法な要求には一切応じない毅然とした態度で対応する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 『文書取扱規則』及び『電子情報管理規則』に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録、保存し、管理を行う。
- (b) 取締役及び監査役が、取締役の職務執行に係る情報の文書等を効率的に閲覧・検索できる体制を整備する。
- (c) 情報開示は、『情報開示基本方針』に従い、重要な決定を行ったときは、その事実をすみやかに適時適切に開示する。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 当社及び当社グループ会社は、重大な災害、事故等の不測の事態が発生したときには、『緊急事態発生時の対応指針』に基づき、迅速で適正な危機対応を行う。
- (b) 業務運営上の損失の危険を回避するため、経理・財務管理、取引先管理、輸出管理、環境・防災管理、品質管理、情報管理及び投資管理等に関連する規程・規則を制定・整備し、適正に運用する。
- (c) その他潜在的な事業リスクを低減・回避するため、日常的なリスク管理を各担当部署が実施すると共に、原則四半期毎に開催されるリスク・コンプライアンス委員会にてリスク及びコンプライアンスに関する重要事項について討議し、その結果を踏まえ関係室等に助言を行うと共に取締役会他経営に対して報告・提言を行い、リスクの把握と改善に努める。
- (d) 当社グループ会社は当社の定める子会社管理規程に基づき、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項については、速やかに当社及び当社監査役に報告する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役と執行役の役割等を明確にすることにより、機動的かつ迅速に業務等の執行を推進する。
- (b) 取締役、社員が共有する全社的な目標として3事業年度を期間とする中期経営計画を策定、具体化するため毎事業年度の予算を策定し、総合計画会議の場で目標の確認と方針を定める。
- (c) 月次、四半期、年次毎の財務報告を作成し、その実績、分析等を四半期毎に取締役会に報告する。
- (d) 取締役並びに業務担当執行役員等で構成する経営会議、総合計画会議等重要な会議において、重要事項につき審議する。
- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」、「倫理・コンプライアンス行動基準」を周知徹底する。
- (b) 法令遵守に関する研修や教育を推進する。
- (c) 内部監査の適正実施によるコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。

- (d) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。
 - (e) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、不当、不法な要求には一切応じない毅然とした態度で対応する。
- ⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社及び当社グループ会社は、グループ共通の理念、行動指針に基づき経営され、事業目的の遂行と企業集団としての経営効率化の向上に資するよう『子会社管理規程』に従い、当社のグループ会社の定期的な計画、財務状況の報告と重要案件の事前報告・協議等を行い、業務の適正を確保する。
 - (b) 当社は当社役員をグループ会社の取締役や監査役として派遣することで、グループガバナンスの強化を図ると共に、リスク管理及びコンプライアンスの周知徹底を図る体制を整備する。
 - (c) 当社グループ会社は、当社が策定する中期経営計画に基づき、グループ共通の経営目標を掲げると共に、具体化するため毎事業年度の予算を策定する。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 当社は、監査役から「職務を補助すべき使用人」を置くことを求められた場合、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフの新設及び既設の内部監査の機能強化を検討する。
 - (b) 監査役スタッフを置く場合は、同スタッフに監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。
 - (c) 監査役スタッフの任免及び評価について常勤監査役の同意を得るものとする。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われるための体制
- (a) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、取締役が直ちに監査役に報告する。
 - (b) 当社グループ会社の取締役及び使用人は、子会社管理規程等で報告が定められている事項については、同規程等に基づき速やかに当社及び当社監査役に報告する。
 - (c) 当社グループ会社の取締役及び使用人が当社監査役へ報告を行ったことを理由として不当な扱いを受けないものとする。
 - (d) 監査役は、法令に従い取締役会に出席するほか、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて取締役や使用人からその職務の執行状況を聴取する。
 - (e) 監査役は、稟議書ほか重要な報告書等を閲覧する。
 - (f) 監査役、監査法人及び監査室との間でそれぞれ相互に意思疎通及び情報交換を図る。
 - (g) 監査役の職務の執行について生じる費用については、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、監査役の請求に応じて支出する。

⑨財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制システム基本方針」、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき整備・運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要は是正を行い、当社並びに当社のグループ会社の財務報告の信頼性を確保する。

(内部統制システムの運用状況の概要)

①コンプライアンスに関する取り組み状況

四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク・コンプライアンスに関する重要事項につき討議し、関係部室等に助言を行うとともに取締役会に報告を行いました。また、当社役員及び国内主要子会社トップに対し、外部講師によるセミナーを毎年開催しております。さらに、毎年新入社員に対しても、コンプライアンス入門研修を実施し、関連法規やCSR等の企業として守るべきルールに関する教育を実施しています。

②当社グループにおける業務の適正性に対する取り組み状況

当社グループの経営方針に基づいた総合計画書の策定に際しては、事前に統括事業部からグループ会社に対し、経営方針に沿った目標・課題を説明・共有しております。年2回の総合計画会議においては、当社経営陣・監査役・幹部従業員及び主要グループ会社のトップが出席しており、計画目標、課題について討議して経営者の方針を決定、周知しております。また、当社役職員をグループ会社の取締役や監査役として派遣し、各グループ会社の取締役会への出席の機会を通じ、経営に関する指導・助言等、管理体制の強化を図っております。

③損失の危険の管理に対する取り組み状況

四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク・コンプライアンスに関する重要事項につき討議し、関係部室等に助言を行うとともに取締役会に報告を行いました。また、子会社管理規程に基づき、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事項が当社関係部署及び当社監査役に報告される体制を構築しております。

④監査役が実効的に行われることに対する取り組み状況

監査役は、取締役会に出席するほか経営会議、総合計画会議、経営戦略会議、部長会、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し職務の執行状況を聴取し、必要に応じ監査の視点から意見を述べており、職務執行側と監査役との意思疎通が図られております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上を図る上で、株主に対する利益還元も重要な経営課題と考えており、毎期の業績と業績見通し、投資計画、キャッシュフローの状況等を勘案しつつ、連結配当性向30%を目安として、安定的・継続的に配当を行うよう努めてまいります。

第156期連結貸借対照表

(2017年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	85,241	流 動 負 債	36,870
現金及び預金	22,152	支払手形及び買掛金	11,463
受取手形及び売掛金	30,265	電子記録債務	3,059
商品及び製品	9,257	短期借入金	12,006
仕掛品	10,063	一年以内返済長期借入金	2,068
原材料及び貯蔵品	8,041	未払法人税等	1,550
繰延税金資産	1,312	未払消費税等	203
その他	4,662	未払費用	2,056
貸倒引当金	△514	賞与引当金	438
		その他の他	4,023
固 定 資 産	97,731	固 定 負 債	19,501
有 形 固 定 資 産	48,447	長期借入金	2,068
建物及び構築物	13,672	繰延税金負債	8,053
機械装置及び運搬具	24,857	退職給付に係る負債	6,189
炉	813	役員退職慰労引当金	83
土地	5,914	執行役員等退職慰労引当金	39
建設仮勘定	1,113	環境安全対策引当金	45
その他	2,075	その他	3,021
無 形 固 定 資 産	17,746	負 債 合 計	56,372
ソフトウェア	867	(純 資 産 の 部)	
のれん	12,683	株 主 資 本	109,558
顧客関連資産	3,495	資本金	20,436
その他	699	資本剰余金	17,473
投資その他の資産	31,537	利益剰余金	78,902
投資有価証券	28,121	自己株式	△7,253
退職給付に係る資産	2,531	その他の包括利益累計額	16,276
繰延税金資産	225	その他有価証券評価差額金	11,345
その他	722	為替換算調整勘定	3,631
貸倒引当金	△62	退職給付に係る調整累計額	1,299
資 産 合 計	182,972	非支配株主持分	763
		純 資 産 合 計	126,599
		負 債 純 資 産 合 計	182,972

第156期連結損益計算書

(2017年1月1日から
2017年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		106,252
売上原価		78,361
売上総利益		27,890
販売費及び一般管理費		16,403
営業利益		11,486
営業外収益		
受取利息及び配当金	513	
持分法による投資利益	1,325	
その他営業外収益	1,010	2,849
営業外費用		
支払利息	334	
為替差損	68	
その他営業外費用	683	1,087
経常利益		13,249
特別利益		
固定資産売却益	2,567	
関係会社清算益	522	
投資有価証券売却益	58	3,148
特別損失		
関係会社株式売却損	373	
関係会社出資金売却損	96	470
税金等調整前当期純利益		15,927
法人税、住民税及び事業税	2,740	
法人税等調整額	1,113	
法人税等合計	3,854	
当期純利益		12,073
非支配株主に帰属する当期純利益		257
親会社株主に帰属する当期純利益		11,816

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第156期連結株主資本等変動計算書

(2017年1月1日から2017年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2017年1月1日残高	20,436	17,502	69,005	△7,250	99,693
当期中の変動額					
剰余金の配当			△1,918		△1,918
親会社株主に帰属 する当期純利益			11,816		11,816
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△29			△29
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					
当期中の変動額合計	－	△29	9,897	△3	9,865
2017年12月31日残高	20,436	17,473	78,902	△7,253	109,558

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2017年1月1日残高	9,191	1,356	748	11,296	1,998	112,989
当期中の変動額						
剰余金の配当						△1,918
親会社株主に帰属 する当期純利益						11,816
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△29
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	2,154	2,275	550	4,980	△1,234	3,745
当期中の変動額合計	2,154	2,275	550	4,980	△1,234	13,610
2017年12月31日残高	11,345	3,631	1,299	16,276	763	126,599

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|---------------|--|
| ① 連結子会社の数 | 27社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | 東海高熱工業株式会社
THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.
東海炭素（天津）有限公司
Cancarb Limited
TOKAI ERFTCARBON GmbH
TOKAI CARBON GE LLC |

なお、連結子会社であるTOKAI CARBON ELECTRODE SALES INC.については、2017年10月23日付で社名をTOKAI CARBON US HOLDINGS INC.へ変更しております。

③ 連結の範囲の変更

当連結会計年度の11月7日付で全株式を取得したことにより、TOKAI CARBON GE HOLDING LLCを連結の範囲に含めております。これに伴い、同社の子会社であるTOKAI CARBON GE LLC、TOKAI CARBON GE FUND CORP.を連結の範囲に含めておりません。

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において非連結子会社でありました、株式会社ランコムトーヨー及び株式会社名古屋グリーン倶楽部については、当連結会計年度に清算が終了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

- | | |
|----------------|--|
| ① 持分法適用の関連会社数 | 3社 |
| ② 主要な会社等の名称 | 韓国東海カーボン株式会社 |
| ③ 持分法の適用の範囲の変更 | 前連結会計年度に持分法適用関連会社でありましたSGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAIは、当社が持分をすべて売却したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。また、SGL TOKAI PROCESS TECHNOLOGY PTE. LTD.は、当社が株式をすべて売却したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。 |

(2) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

② 商品、製品、半製品、原材料、仕掛品、貯蔵品…当社及び国内連結子会社は、月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を、また、在外連結子会社は主として先入先出法による低価法を採用しております。

③ デリバティブ……………時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっておりますが、1998年4月1日以後新規取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後新規取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。在外連結子会社は、主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～60年	機械装置及び運搬具	2～22年
炉	8～20年		

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、当社及び国内連結子会社は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については、対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間（17年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社は、役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は2006年3月30日開催の第144回定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対応する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することを決議しました。当連結会計年度末の当社役員退職慰労引当金の残高は、現任取締役及び監査役に対する支給予定額であります。

④ 執行役員等退職慰労引当金

執行役員等の退職慰労金の支給にあてるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 環境安全対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB廃棄物処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積もることができる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定並びに非支配株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理（振当処理、特例処理）によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引

b ヘッジ手段……金利通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象……外貨建借入金、円貨建借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。ただし、特例処理によっている金利スワップ並びに一体処理（振当処理、特例処理）によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債（または退職給付に係る資産）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社は、消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10～17年間の定額法によっております。ただし、金額に重要性のないのれんについては一括償却しております。

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 189,557百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	224,943	—	—	224,943
合 計	224,943	—	—	224,943
自己株式				
普通株式	11,782	4	0	11,786
合 計	11,782	4	0	11,786

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の減少0千株は、単元未満株式の売渡による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2017年3月29日 定時株主総会	普通株式	639	3.0	2016年12月31日	2017年3月30日
2017年8月2日 取締役会	普通株式	1,278	6.0	2017年6月30日	2017年9月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2018年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,278	利益剰余金	6.0	2017年12月31日	2018年3月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金を中心に、安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、変動金利で調達している外貨建ての長期借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクに対して金利通貨スワップ取引を、円貨建ての長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施して元本及び支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年12月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、以下の表には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	22,152	22,152	－
(2) 受取手形及び売掛金	30,265	30,265	－
(3) 投資有価証券			
① 関連会社株式	5,239	33,791	28,551
② その他有価証券	22,181	22,181	－
資 産 計	79,839	108,391	28,551
(1) 支払手形及び買掛金	11,463	11,463	－
(2) 電子記録債務	3,059	3,059	－
(3) 短期借入金（※1）	12,006	12,006	－
(4) 長期借入金（※2）	4,137	4,141	4
負 債 計	30,667	30,671	4
デリバティブ取引（※3）	43	43	－

（※1）一年以内返済長期借入金を含めておりません。

（※2）一年以内返済長期借入金を含めております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、一部の売掛金は為替予約の振当処理の対象とされており（「デリバティブ取引」参照）、当該為替予約と一体として円貨建て債権とみなして算定しております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理、又は金利通貨スワップの一体処理（振当処理、特例処理）の対象とされており（「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップ又は金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しております。

デリバティブ取引

① 取引金融機関から提示された価格等を時価としております。

② 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。（上記 資産(2)参照）

③ 金利スワップの特例処理並びに金利通貨スワップの一体処理（振当処理、特例処理）によるものは、ヘッジ対象とされている変動金利外貨建長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記 負債(4)参照）

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額700百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	590円35銭
2. 1株当たり当期純利益	55円43銭

企業結合に関する注記

取得による企業結合

2017年10月2日付で締結いたしました、SHOWA DENKO CARBON Holding GmbH (昭和電工株式会社が2017年10月2日付でSGL GE Holding GmbHの全株式を取得し、その名称を変更しております)の保有するSGL GE Carbon Holding LLCの全株式を取得し子会社とする契約に基づき、当社連結子会社であるTOKAI CARBON US HOLDINGS INC. (2017年10月23日付でTOKAI CARBON ELECTRODE SALES INC.から名称を変更しております)を通じて2017年11月7日付で以下のとおり株式の取得を完了し、同社及び同社が保有する子会社2社を連結子会社としております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	SGL GE Carbon Holding LLC
事業の内容	黒鉛電極の製造・販売・研究開発

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、現在2017年2月に新たに公表した3ヵ年中期経営計画「T-2018」のPhase 2に則り、成長戦略に軸足を移した取り組みを進めております。また戦略投資枠として約500億円をM&A等向けに設定しており、既存事業の収益性改善、事業領域拡大を基盤としながら、さらなる企業価値向上を目指しております。

この一環として、当社の主要事業の一つである黒鉛電極事業において、北米生産拠点の取得を通じて、世界最大の電炉鋼市場である北米における当社自身のプレゼンス向上はもとより、アジア・欧州・北米の“3極体制”を築くことで、グローバルプレーヤーの一角として強固な事業基盤の構築を図ること、また、日本における生産の一部を北米に移管することで、グローバル生産体制の最適化及びコスト競争力の強化につなげることを目的としております。

(3) 企業結合日

2017年11月7日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

(5) 結合後企業の名称

2017年11月7日付でTOKAI CARBON GE HOLDING LLCへ名称を変更しております。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるTOKAI CARBON US HOLDINGS INC.が、現金を対価とした株式取得により、SGL GE Carbon Holding LLCの議決権を100%保有することとなったためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2017年10月31日をみなし取得日としているため、2017年11月1日から2017年12月31日までの業績を含めております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	13,376百万円 (118,184千米ドル)
取得原価		13,376百万円 (118,184千米ドル)

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等	409百万円
--------------------	--------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

7,405百万円 (65,443千米ドル)

なお、上記の金額は当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,796百万円	(42,388千米ドル)
固定資産	7,013百万円	(61,978千米ドル)
資産合計	11,810百万円	(104,366千米ドル)
流動負債	2,330百万円	(20,593千米ドル)
固定負債	3,511百万円	(31,032千米ドル)
負債合計	5,841百万円	(51,625千米ドル)

7. 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

8. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	7,826百万円
営業利益	△1,144百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と当社の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。また、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度開始の日に発生したものとし、償却額の調整を行い算出しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

第156期貸借対照表

(2017年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,017	流動負債	34,360
現金及び預金	9,081	電子記録債権	2,468
受取手形	252	買掛金	7,150
売掛金	18,525	短期借入金	8,000
商品及び製品	3,213	関係会社短期借入金	10,750
仕掛品	6,086	一年以上返済長期借入金	2,066
材料及び貯蔵品	2,735	未払金	920
短期前払費用	144	未払法人税等	1,047
繰延税金資産	261	未払費用	693
関係会社短期貸付金	688	預り金	200
未収入金	775	賞与引当金	153
その他	266	営業外電子記録債権	765
貸倒引当金	△12	その他	143
固定資産	92,847	固定負債	7,035
有形固定資産	21,629	長期借入金	2,066
建物及び附属設備	7,158	繰延税金負債	4,195
構築物	1,966	役員退職慰労引当金	19
機械及び諸設備	5,836	執行役員等退職慰労引当金	39
炉	578	環境安全対策引当金	44
車両工具器具備品	329	資産除去債務	44
土地	5,156	その他	624
建設仮勘定	603	負債合計	41,395
無形固定資産	547	(純資産の部)	
ソフトウェア	532	株主資本	83,267
施設利用権等	14	資本金	20,436
投資その他の資産	70,671	資本剰余金	17,502
投資有価証券	20,432	資本準備金	17,502
関係会社株式	43,316	その他資本剰余金	0
関係会社出資金	5,587	利益剰余金	52,582
前払年金費用	855	利益準備金	2,864
その他	534	その他利益剰余金	49,717
貸倒引当金	△54	固定資産圧縮積立金	1,534
資産合計	134,865	別途積立金	34,368
		繰越利益剰余金	13,814
		自己株式	△7,253
		評価・換算差額等	10,202
		その他有価証券評価差額金	10,202
		純資産合計	93,469
		負債純資産合計	134,865

第156期損益計算書

(2017年1月1日から
2017年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高	51,751		
売上原価	39,144		
売上総利益	12,607		
販売費及び一般管理費	8,261		
営業利益	4,346		
営業外収益			
受取利息及び配当金	2,127		
受取賃料	326		
為替差益	6		
その他営業外収益	441		2,901
営業外費用			
支払利息	74		
賃貸設備諸経費	154		
その他営業外費用	182		411
経常利益	6,836		
特別利益			
固定資産売却益	2,567		
関係会社清算益	522		
関係会社株式売却益	239		
投資有価証券売却益	58		
関係会社出資金売却益	32		3,419
税引前当期純利益	10,256		
法人税、住民税及び事業税	1,201		
法人税等調整額	828		2,030
当期純利益	8,225		

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第156期株主資本等変動計算書

(2017年1月1日から2017年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金							
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計				
2017年1月1日残高	20,436	17,502	-	17,502	2,864	1,627	44,368	△2,585	43,410	46,274	△7,250	76,963	
当期中の変動額													
剰余金の配当								△1,918	△1,918	△1,918		△1,918	
当期純利益								8,225	8,225	8,225		8,225	
固定資産圧縮積立金の取崩						△92		92	-	-		-	
別途積立金の取崩							△10,000	10,000	-	-		-	
自己株式の取得											△3	△3	
自己株式の処分			0	0							0	0	
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)													
当期中の変動額合計	-	-	0	0	-	△92	△10,000	16,400	6,307	6,307	△3	6,304	
2017年12月31日残高	20,436	17,502	0	17,502	2,864	1,534	34,368	13,814	49,717	52,582	△7,253	83,267	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2017年1月1日残高	8,039	8,039	85,002
当期中の変動額			
剰余金の配当			△1,918
当期純利益			8,225
固定資産圧縮積立金の取崩			-
別途積立金の取崩			-
自己株式の取得			△3
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	2,162	2,162	2,162
当期中の変動額合計	2,162	2,162	8,466
2017年12月31日残高	10,202	10,202	93,469

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品、原材料、仕掛品、貯蔵品……月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法……時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後新規取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後新規取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び付属設備	3～50年	構築物	2～60年
機械及び諸設備	2～22年	炉	8～9年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、発生年度に一括費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

2006年3月30日開催の第144回定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対応する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することを決議しました。当事業年度末の役員退職慰労引当金の残高は、現任取締役及び監査役に対する支給予定額であります。

(5) 執行役員等退職慰労引当金

執行役員等の退職慰労金の支給にあてるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(6) 環境安全対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB廃棄物処理費用の支出に備えるため、当事業年度末において合理的に見積もることができる額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理（振当処理、特例処理）によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、以下のとおりであります。

a ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引

b ヘッジ手段……金利通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象……外貨建借入金、円貨建借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。ただし、特例処理によっている金利スワップ並びに一体処理（振当処理、特例処理）によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 125,331百万円
- 保証債務

被保証者	金額(百万円)	被保証債務の内容
東海炭素(天津)有限公司	2,472 (143,000千人民元)	銀行借入金
東海炭素(蘇州)有限公司	240 (13,900千人民元)	銀行借入金
計	2,712	

- 関係会社に対する債権債務
 - 関係会社に対する短期金銭債権 4,718百万円
 - 関係会社に対する短期金銭債務 450百万円
- 取締役に対する短期金銭債務 60百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	10,034百万円
関係会社からの仕入高	2,936百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	1,316百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	11,782	4	0	11,786
合 計	11,782	4	0	11,786

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の減少0千株は、単元未満株式の売渡による減少であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

未払事業税否認額	125百万円
たな卸資産評価損否認額	53百万円
減価償却費損金算入限度超過額	2,093百万円
減損損失否認額	559百万円
投資有価証券評価損否認額	139百万円
関係会社株式等評価損否認額	4,326百万円
関係会社株式有償減資	112百万円
その他	298百万円
小計	<u>7,708百万円</u>
評価性引当額	<u>△6,547百万円</u>
繰延税金資産合計	1,161百万円
繰延税金負債との相殺額	<u>△900百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>261百万円</u>

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	△4,172百万円
固定資産圧縮積立金	△658百万円
前払年金費用	△258百万円
その他	△7百万円
繰延税金負債合計	<u>△5,096百万円</u>
繰延税金資産との相殺額	900百万円
繰延税金負債の純額	<u>△4,195百万円</u>

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	東海高熱工業株式会社	所有 直接100.0%	兼任 1人	耐火物等 の購入	資金の返済 (注1)	1,554	短期 借入金	8,022
子会社	東海炭素（天津）有限公司	所有 直接100.0%	—	炭素製品 の購入	債務保証 (注2)	2,472	—	—
子会社	TOKAI CARBON ELECTRODE SALES L.L.C.	所有 間接 70.0%	—	当社製品 の販売	製品の販売 (注3)	2,438	売掛金	1,097

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 借入の利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 2. 東海炭素（天津）有限公司の銀行借入につき債務保証を行ったものであります。
 3. 当社製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して希望価格を提示し交渉の上、決定しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 438円50銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 38円59銭 |

退職給付に関する事項

- 採用している退職給付制度の概要
 当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。
- 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△4,624百万円
未認識数理計算上の差異	△1,675百万円
年金資産	7,155百万円
前払年金費用	855百万円
- 退職給付費用に関する事項

勤務費用	324百万円
利息費用	22百万円
期待運用収益	－百万円
過去勤務債務の費用処理額	－百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△80百万円
退職給付費用	266百万円
- 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.5%
期待運用収益率	0.0%

企業結合に関する注記

取得による企業結合

連結注記表に記載されている「企業結合に関する注記」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2018年2月7日

東海カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 浩 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 津 佳 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海カーボン株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海カーボン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2018年2月7日

東海カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 茂 木 浩 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 津 佳 樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海カーボン株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年1月1日から2017年12月31日までの第156期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役及び内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、内部監査部門及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年2月13日

東海カーボン株式会社 監査役会

常勤監査役 笹尾 誠一郎 ⑩

常勤監査役 浅川 幸久 ⑩

監査役 寒川 恒久 ⑩

監査役 掛橋 和幸 ⑩

(注) 常勤監査役 笹尾誠一郎及び浅川幸久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、中長期的な企業価値の向上を図る上で、株主に対する利益還元も重要な経営課題と考えており、毎期の業績と業績見通し、投資計画、キャッシュフローの状況等を勘案しつつ、連結配当性向30%を目安として、安定的・継続的に配当を行うよう努めてまいります。

当期の期末配当金につきましては、中間配当と同じく1株につき6円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を加えました年間配当金は1株につき12円となります。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円 総額1,278,937,356円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2018年3月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ながさかはじめ 長坂一 (1950年1月9日生)	1972年4月 東海電極製造株式会社[現当社]入社 2006年3月 当社取締役執行役員カーボンブラック事業部副事業部長、同事業部販売部長 2007年3月 当社取締役執行役員カーボンブラック事業部副事業部長、同事業部販売部長、同事業部管理購買部長 2008年3月 当社取締役常務執行役員カーボンブラック事業部副事業部長、同事業部販売部長、同事業部管理購買部長、大阪支店長 2009年3月 当社取締役常務執行役員カーボンブラック事業部副事業部長、同事業部管理購買部長、大阪支店長 2010年3月 当社取締役常務執行役員カーボンブラック事業部長 2011年3月 当社取締役専務執行役員カーボンブラック事業部長 2012年3月 当社取締役専務執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部担当 2013年3月 当社代表取締役専務執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部担当兼大阪支店長、名古屋支店長 2014年3月 当社代表取締役副社長執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部、原料調達部担当 2015年2月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）	113,100株
<p>取締役候補者とした理由等</p> <p>長坂一氏は、当社及び当社グループ会社において長年にわたり経営に携わり、2015年2月から代表取締役社長を務めております。当社主力事業であるカーボンブラック事業と黒鉛電極事業を中心に豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	むろ しのぶ のぶ ちか 室 伏 信 幸 (1955年1月5日生)	1978年4月 当社入社 2003年3月 当社取締役電極事業部副事業部長、同事業部販売部長兼アジアパシフィックオフィス所長 2004年3月 当社取締役電極事業部副事業部長、同事業部販売部長 2005年3月 当社取締役執行役員電極事業部副事業部長、同事業部販売部長 2006年3月 当社取締役常務執行役員電極事業部長、同事業部管理購買部長 2007年3月 当社取締役常務執行役員電極事業部長 2009年3月 当社取締役専務執行役員ファインカーボン事業部担当兼電極事業部長 2012年3月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部担当兼経営戦略本部長 2015年3月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長 2016年1月 当社取締役専務執行役員カーボンブラック事業部長 2017年3月 当社取締役専務執行役員経営企画室管掌（現任）	93,353株
<p>取締役候補者とした理由等</p> <p>室伏信幸氏は、当社及び当社グループ会社において長年にわたり経営に携わり、2009年3月から専務取締役執行役員を務めております。当社主力事業である黒鉛電極事業・海外事業を中心に豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
3	ほそ や まさ なお 細 谷 正 直 (1955年8月27日生)	1979年4月 株式会社三菱銀行〔現 株式会社三菱東京UFJ銀行〕入行 2008年1月 当社顧問 2008年3月 当社執行役員 2009年3月 当社執行役員経営管理本部長 2010年3月 当社取締役執行役員経営管理本部担当兼経営管理本部長 2015年3月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長 2017年3月 当社取締役常務執行役員経理部・情報システム室管掌（現任）	35,100株
<p>取締役候補者とした理由等</p> <p>細谷正直氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行において長年にわたり実務・経営に携わり、2015年3月から取締役常務執行役員を務めております。金融・財務を中心に豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	せり ざわ ゆう じ 芹 澤 雄 二 (1959年12月27日生)	1984年4月 当社入社 2006年3月 当社執行役員ファインカーボン事業部副事業部長、同事業部炭素セラミックス販売部長、同事業部電子・機能材販売部長 2007年3月 当社執行役員ファインカーボン事業部副事業部長、同事業部販売部長 2008年3月 当社執行役員ファインカーボン事業部副事業部長 2009年3月 当社執行役員ファインカーボン事業部長 2012年3月 当社取締役執行役員ファインカーボン事業部担当兼ファインカーボン事業部長 2013年3月 当社取締役執行役員田ノ浦研究所長、田ノ浦工場長 2014年3月 当社執行役員電極事業部長 2015年2月 当社執行役員電極事業部長 [原料調達部管掌] 2015年3月 当社取締役執行役員電極事業部長 [原料調達部管掌] 2016年1月 当社取締役執行役員経営戦略本部長 2017年3月 当社取締役執行役員人事部・総務部・法務部管掌 (現任)	51,000株
<p>取締役候補者とした理由等</p> <p>芹澤雄二氏は、当社及び当社グループ会社において長年にわたり経営に携わり、2015年3月から取締役執行役員を務めております。ファインカーボン事業、黒鉛電極事業や管理部門を中心に豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	辻 雅 史 (1963年1月10日生)	<p>1986年4月 当社入社 2007年3月 当社経営戦略本部人事部長 2010年3月 当社経営戦略本部経営企画室長 2014年3月 当社理事カーボンブラック事業部長 2015年3月 当社執行役員カーボンブラック事業部長 2016年1月 当社執行役員電極事業部長 2017年1月 当社執行役員ファインカーボン事業部長 2017年3月 当社取締役執行役員ファインカーボン事業部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) TOKAI CARBON U.S.A.,INC.取締役会会長 韓国東海カーボン株式会社代表理事会長 TOKAI CARBON EUROPE GmbHシェアホルダーズコミ ッティ会長 TOKAI CARBON DEUTSCHLAND GmbHシェアホルダー ズコミッティ会長 東海耀碳素(大連)有限公司董事長</p>	46,500株
<p>取締役候補者とした理由等 辻雅史氏は、人事部長、経営企画室長、カーボンブラック事業部長、電極事業部長、ファインカーボン事業部長等を歴任し、2017年3月から取締役執行役員を務めております。企画・管理から営業に至るまで、当社事業に係る豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
6	熊 倉 禎 男 (1940年1月19日生)	<p>1969年4月 弁護士登録 1969年4月 中松特許法律事務所(現中村合同特許法律事務所) 入所 1980年1月 中村合同特許法律事務所パートナー弁護士(現任)</p> <p>2004年6月 日本製粉株式会社監査役 2007年3月 当社社外取締役(2013年3月退任) 2014年6月 日本製粉株式会社社外取締役(現任) 2016年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 中村合同特許法律事務所パートナー弁護士 日本製粉株式会社社外取締役</p>	29,300株
<p>社外取締役候補者とした理由等 熊倉禎男氏は、長年にわたり、中村合同特許法律事務所パートナー弁護士を務め、2007年3月から3年間の離任を挟んで当社社外取締役を務めております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、知財・独占禁止法・国際取引法を中心に、弁護士・弁理士としての豊富な経験と知見をもとに、客観的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する適切な助言を行っており、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	かんばやし のぶ みつ 神林 伸 光 (1948年5月28日生)	1971年4月 川崎重工業株式会社入社 2002年10月 株式会社川崎造船取締役 2005年6月 同社常務取締役 2008年4月 川崎重工業株式会社常務執行役員、株式会社川崎造船取締役副社長 2009年6月 川崎重工業株式会社常務取締役 2010年4月 株式会社川崎造船代表取締役社長、川崎重工業株式会社常務取締役(非常勤) 2010年10月 川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役 船舶海洋カンパニープレジデント 2013年4月 川崎重工業株式会社取締役 2013年6月 同社顧問 2015年6月 一般財団法人日本船舶技術研究協会理事(現任) 2016年3月 当社社外取締役(現任) 2017年6月 乾汽船株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 一般財団法人日本船舶技術研究協会理事 乾汽船株式会社社外取締役	9,300株
社外取締役候補者とした理由等 神林伸光氏は、株式会社川崎造船代表取締役社長、川崎重工業株式会社常務取締役船舶海洋カンパニープレジデント等を歴任し、2016年3月から当社社外取締役に務めております。グローバルに事業展開する製造業の経営者としての豊富な経験と見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する適切な助言を行っており、引き続き取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 熊倉禎男及び神林伸光の両氏は、社外取締役に候補者であります。
3. 社外取締役に候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役に就任してからの年数
熊倉禎男氏の在任期間は、本総会終結の時をもって8年(2007年～2013年及び2016年～2018年)であります。
神林伸光氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
- (2) 責任限定契約の内容の概要
当社は社外取締役である熊倉禎男及び神林伸光の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、両氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (3) 当社は、熊倉禎男及び神林伸光の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合、当社は両氏の独立役員としての指定を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役笹尾誠一郎氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本候補者は辞任される監査役の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
名村祥夫 (1965年8月31日生)	1988年4月 三菱信託銀行株式会社[現三菱UFJ信託銀行株式会社]入社 2012年5月 同社営業第8部長 2013年6月 同社営業第7部長 2015年4月 同社法人統括部役員付部長 2016年4月 三菱UFJ代行ビジネス株式会社常務取締役(現任) 2018年3月 同社退職(予定)	0株
社外監査役候補者とした理由等 名村祥夫氏は信託銀行及びその関連会社における業務、経営経験を当社の業務全般の監査に活かすことができるものと判断しております。		

- (注) 1. 名村祥夫氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 名村祥夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 名村祥夫氏は、社外監査役候補者であります。
4. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、名村祥夫氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、名村祥夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2017年3月29日開催の第155回定時株主総会において補欠監査役に選任されました窪田健一氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
窪田健一 (1949年5月20日生)	1973年12月 公認会計士保森会計事務所入所 1978年9月 公認会計士登録、公認会計士窪田事務所設立 (現在に至る) 1987年7月 監査法人保森会計事務所代表社員就任(2009年7月退任)	3,000株
<p>補欠の社外監査役候補者とした理由等</p> <p>窪田健一氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識を有するとともに、長年監査法人において代表社員を務めた経験を有しております。</p> <p>なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の経験に基づく見識を有しているため、社外監査役として財務の健全性や正確性の観点から、当社経営に対して適切な助言ができるものと判断しております。</p>		

(注) 1. 窪田健一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 窪田健一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 責任限定契約の内容の概要

本議案が原案どおり承認され、窪田健一氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。

以上

【株式に関するお手続きについて】

○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<ul style="list-style-type: none"> ○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取（買増）請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（*） 	特別口座の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711（通話料無料） 【郵便物送付先】 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	株主名簿 管 理 人	[手続き書類のご請求方法] ○音声自動応答電話によるご請求 0120-244-479（通話料無料） ○インターネットによるダウンロード http://www.tr.mufg.jp/daikou/

（*）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	株主名簿 管 理 人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711（通話料無料） 【郵便物送付先】 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
<ul style="list-style-type: none"> ○上記以外のお手続き、ご照会等 	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	

株 主 メ モ

事業年度	1月1日～12月31日
期末配当金受領株主確定日	12月31日
中間配当金受領株主確定日	6月30日
定時株主総会	毎年3月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711（通話料無料）
郵便物送付先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所
公 告 方 法	当会社の公告は、電子公告とする。 公告掲載URL http://www.tokaicarbon.co.jp/ (ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合 は、日本経済新聞に掲載する。)

(ご注意)

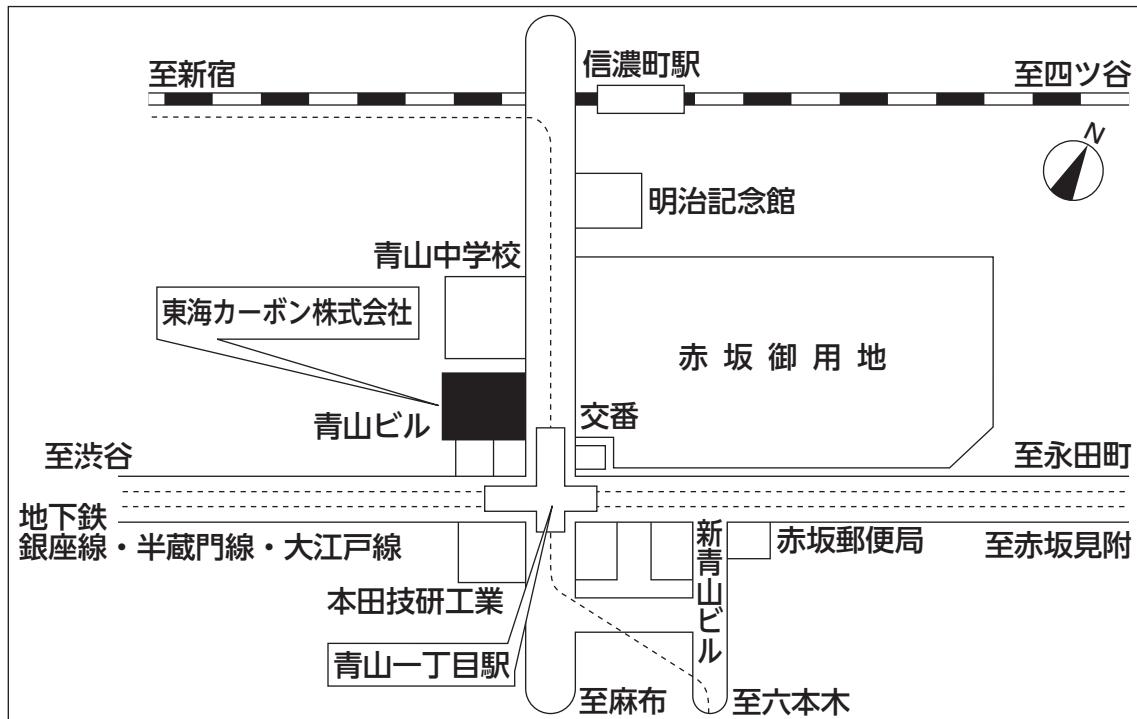
1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取・買増請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株主総会会場ご案内図

東京都港区北青山一丁目2番3号

当社本店(青山ビル10階)

電話 東京(03)3746-5100



株主総会会場への最寄駅

(お願い) 工事中のため正面玄関よりご入場いただくことができません。

青山中学校側の通用口をご利用下さい。

地下鉄…銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目」駅下車

徒歩約1分(1番出口をご利用下さい)

J R…「信濃町」駅下車徒歩約10分